

令和7年1月

お客さま 各位

高松信用金庫

取引履歴明細表作成可能期間に関するお知らせ

平素はお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫ではお客様からのお取引履歴に関する明細表の作成依頼につきまして、令和7年2月3日より、作成可能な期間をご依頼日から遡って15年以内とすることとしましたのでお知らせします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、お客さまにおかれましては何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 変更日

令和7年2月3日（月）

2. 取引履歴明細表の作成可能期間

現行	変更後
特に定め無し	依頼日から遡って15年間以内

以上